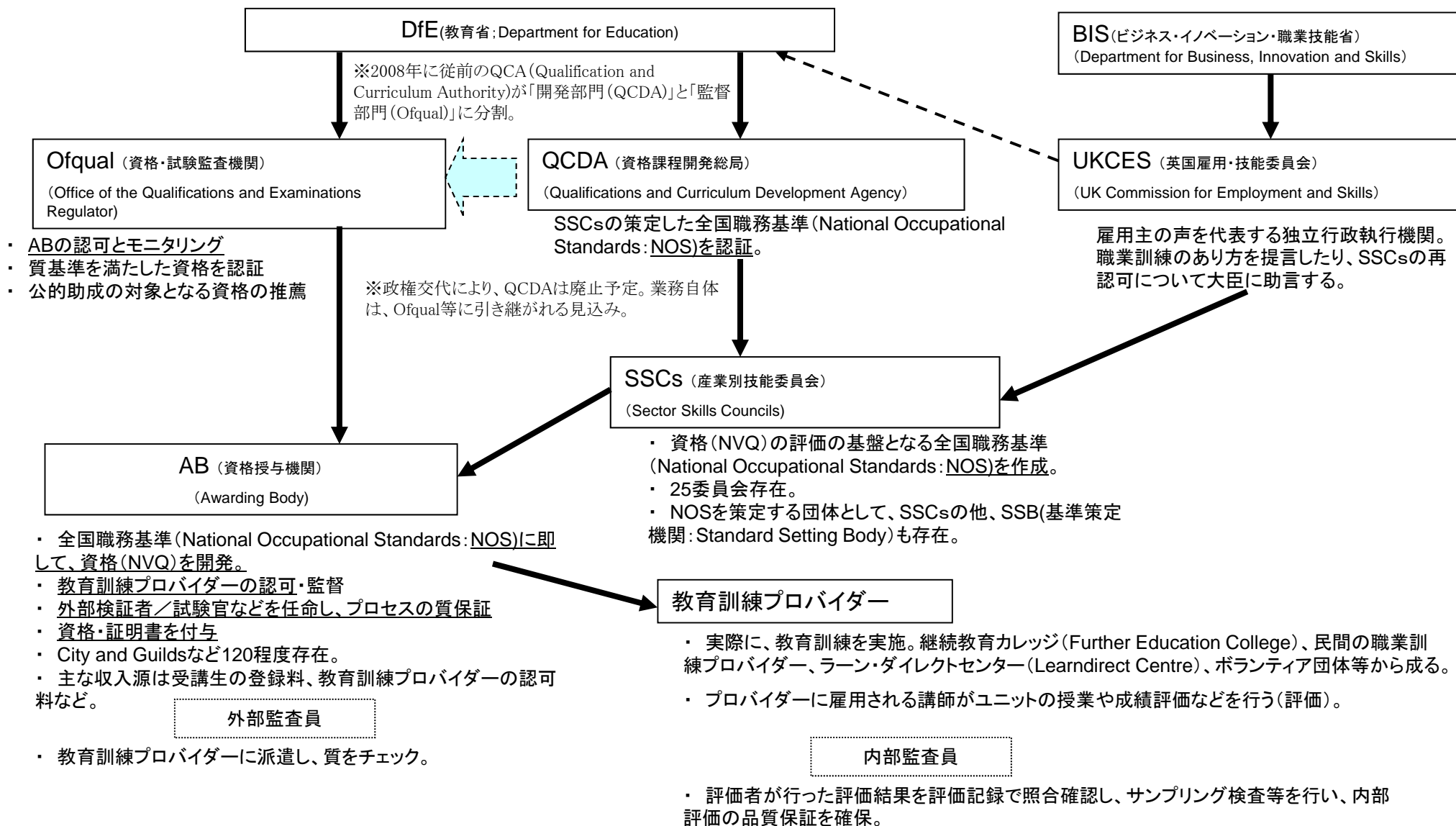


(参考資料)

介護人材ワーキング・グループ 第2回会合

平成22年12月20日(月)

イギリスのNVQ制度の運用の仕組み

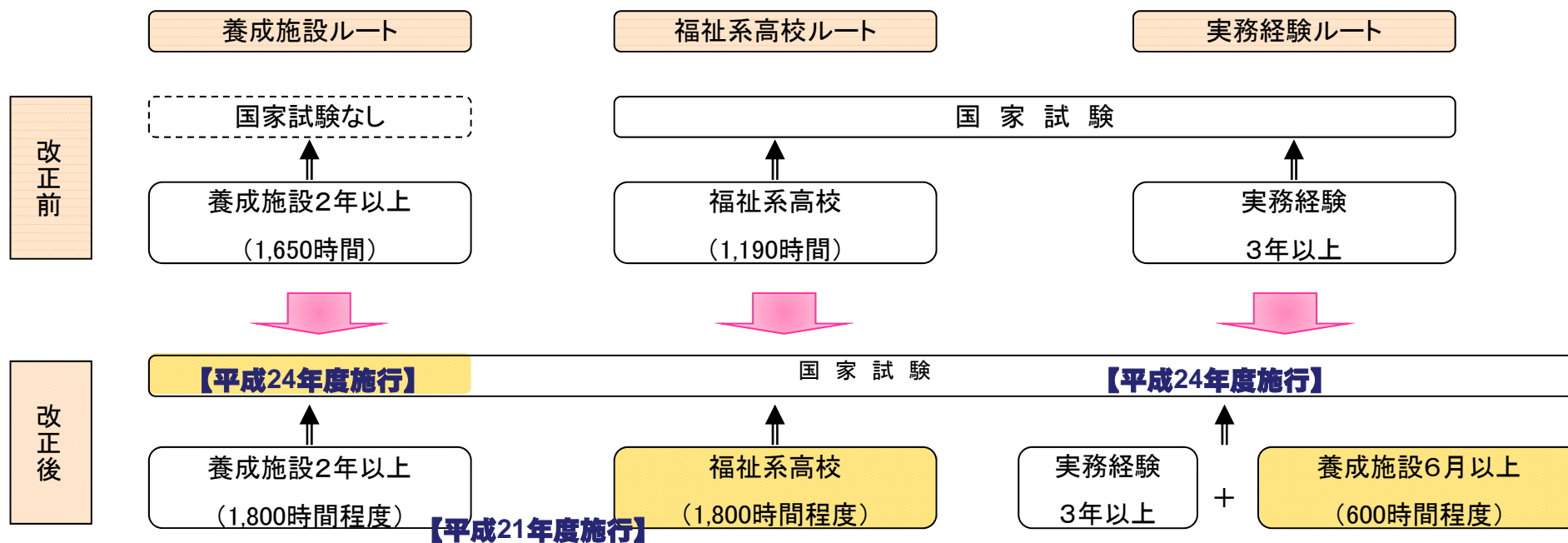


(参考) 谷口雄治(2010)「英国のNVQからQCFへの経過と背景について」(職業能力開発研究第28号)
 小山喜彦(2009)「イギリスの資格履修制度—資格を通しての公共人材育成—」(公人の友社)
 JILPT(2004)「イギリスにおける職業教育訓練と指導者等の資格要件」
 JILPT(2009)「欧米諸国における公共職業訓練制度と実態—仏・独・英・米4カ国比較調査」
 QCDA、Ofqual、Wikipedia HP等を参照

介護福祉士の資格取得方法の見直し

○平成19年の「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、すべての者は一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で、資格取得方法の一元化が図られたところ。

※ 養成施設ルートでの国家試験の義務づけや、実務経験ルートに6か月以上の課程を義務付ける改正は、平成24年度から施行予定であるが、「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会中間まとめ」(平成22年8月)では、施行を3年程度延期すべきとの方向性が示されている。



【参考】現行の資格取得者数等の状況

【参考】現行の資格取得者数等の状況		【参考】現行の資格取得者数等の状況	
	平成21年度資格取得者	これまでの資格取得者数の累計(平成21年度末)	※平成21年度の国家試験の状況
養成施設ルート	約1.1万人(約13.9%)	約26.5万人(約32.2%)	受験者数 約15.4万人
福祉系高校ルート	約0.5万人(約6.3%)		合格者数 約7.7万人
実務経験ルート	約6.3万人(約79.8%)	約55.7万人(約67.8%)	(合格率約50.2%)
合計	約7.9万人	約82.2万人	

介護福祉士養成施設について

○介護福祉士養成施設の指定：厚生労働大臣

- ・ 養成施設の指定基準(省令)に従って指定
※大学等の場合：文部科学省と厚生労働省が共管省令に従って指定
- ・ 現在、396施設存在(うち、短大90、四年制大学68)

○養成課程、カリキュラムの認定

- ・ 2年以上の養成課程
- ・ 指定の申請時に厚生労働大臣がカリキュラムの内容を確認

○カリキュラムの作成基準

- ・ 人間と社会、介護、こころとからだのしくみの領域について、合計で1,800時間以上を教育
- ・ 具体的な科目・時間については、養成施設の指定基準(省令・通知)に規定

介護福祉士養成課程における新たな教育カリキュラム

【旧カリキュラム（2年課程の場合）】

科目名		時間数
人間とその生活の理解		120時間
社会福祉概論	講義	60時間
老人福祉論	講義	60時間
障害者福祉論	講義	30時間
リハビリテーション論	講義	30時間
社会福祉援助技術	講義	30時間
社会福祉援助技術演習	演習	30時間
レクリエーション活動援助法	演習	60時間
老人・障害者の心理	講義	60時間
家政学概論	講義	60時間
家政学実習	実習	90時間
医学一般	講義	90時間
精神保健	講義	30時間
介護概論	講義	60時間
介護技術	演習	150時間
形態別介護技術	演習	150時間
介護実習	実習	450時間
介護実習指導	演習	90時間
合 計		1,650時間

【新カリキュラム（2年課程の場合）】

教育内容		時間数
人間と社会		240時間
人間の尊厳と自立		30時間以上
人間関係とコミュニケーション		30時間以上
社会の理解		60時間以上
こころとからだのしくみ		300時間
発達と老化の理解		60時間
認知症の理解		60時間
障害の理解		60時間
こころとからだのしくみ		120時間
介護		1,260時間
介護の基本		180時間
コミュニケーション技術		60時間
生活支援技術		300時間
介護過程		150時間
介護総合演習		120時間
介護実習		450時間
合 計		1,800時間

平成21年4月より新カリキュラムへ移行

介護福祉士国家試験について

○介護福祉士国家試験の試験事務

- ・ 指定試験機関(財団法人社会福祉振興・試験センター)が実施

○試験の作成方法

- ・ 次頁の要件を満たした介護福祉士試験委員が、試験委員会を開催し、作成する。
介護福祉士試験委員は76名
- ・ 試験は介護福祉士として必要な知識・技術について「介護福祉士国家試験出題基準」に基づき出題

○試験の概要

一次試験:筆記試験(24都道府県で実施)

- ・ 試験内容:社会福祉概論、老人福祉論、障害者福祉論、リハビリテーション論、社会福祉援助技術(演習を含む。)、レクリエーション活動援助法、老人・障害者の心理、家政学概論、医学一般、精神保健、介護概論、介護技術及び形態別介護技術

二次試験:実技試験(12都道府県で実施。)

- ・ 試験内容:介護等に関する専門的技術について行う。(一人当たり、5分以内)
- ・ 次頁の要件を満たした実地試験委員が実技をチェック。実地試験委員は851名

※ 養成施設が行う32時間以上の介護技術講習修了により免除可能

○介護福祉士試験委員に関する要件

(1)筆記試験(一次試験)

- ① 大学で人間と社会、介護若しくはこころとからだのしくみの領域の科目を担当する教授又は准教授(であつた者も含む。)
- ② 国、地方公共団体の職員等で、人間と社会、介護若しくはこころとからだのしくみの領域について専門的な知識を有する者
- ③ 指定養成施設等において五年以上教授又は指導した経験を有する者 など

(2)実技試験(二次試験)

- ① 指定養成施設等において介護の領域の科目を五年以上教授又は指導した経験を有する者
- ② 介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を得た後十年以上実務に従事した経験を有する者 など

○実地試験委員に関する要件

- ① 指定養成施設等において介護の領域の科目を五年以上教授又は指導した経験を有する者
- ② 介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を得た後十年以上実務に従事した経験を有する者 など

介護福祉士国家試験の実技試験免除制度の概要

○ 介護福祉士国家試験の実技試験については、受験申込時に、「実技試験を受験するコース」と、介護技術講習を受講、修了し、「申請により実技試験を免除するコース」のいずれかを選択できる。

1. 受講資格

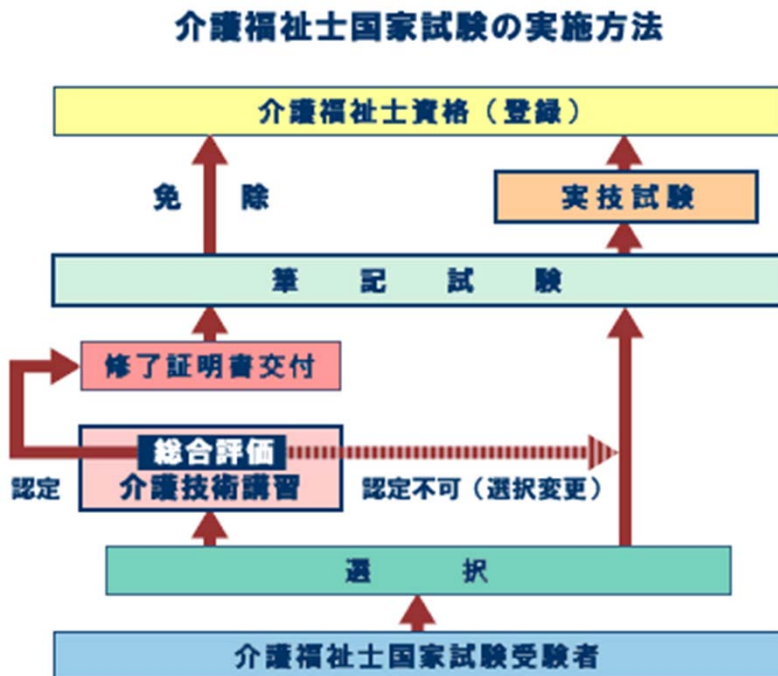
介護福祉士国家試験を受ける予定であり、実技試験の免除を申請しようとする者であること

2. 介護技術講習の実施者

厚生労働大臣に介護技術講習の実施を届け出た介護福祉士養成施設等が介護技術講習を実施

3. 介護技術講習の項目及び時間数

項目	内容	時間数
(1) 介護過程の展開	[1]介護における目標等の講義 [2]事例に基づく介護過程に関する講義及び演習	6
(2) コミュニケーション技術	コミュニケーションの技法に関する講義及び演習	2.5
(3) 移動の介護等	[1]社会生活維持拡大への技法に関する講義及び演習 [2]安楽と安寧の技法に関する講義及び演習	6
(4) 排泄の介護	排泄の介護に関する講義及び演習	4
(5) 衣服の着脱の介護	衣服の着脱の介護に関する講義及び演習	3
(6) 食事の介護	食事の介護に関する講義及び演習	3
(7) 入浴の介護等	[1]入浴の介護に関する講義及び演習 [2]身体の清潔の介護に関する講義及び演習	4
(8) 総合評価	(1)～(7)までの講習内容の修得に係る評価	3.5
合計		32



4. 修了認定

32時間の講習を受講した上で、総合評価の評点や講習会における受講状況、受講態度などを総括的に評価・判断

介護福祉士の登録事務について

○資格の登録事務

- 指定登録機関(財団法人社会福祉振興・試験センター)が実施

○登録内容

- 受験者の氏名、生年月日、登録番号、登録年月日、
本籍地都道府県名、合格年月

○介護福祉士登録簿

- 指定登録機関に備える。

介護職員関係の資格・研修

	定義	カリキュラム等	資格取得者数 研修修了者数
介護 福祉士	<p>介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者。 (社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項)</p>	<p>① 厚生労働大臣が指定した養成施設を卒業する方法(24年度から、介護福祉士国家試験に合格することが必要になる予定)</p> <p>2年間・1,800時間</p> <p>② 3年以上介護等の業務に従事した者等が介護福祉士国家試験に合格する方法</p> <p>現行では、24年度以降は、3年以上+600時間となる予定だが、現在、検討中。</p>	<p>81.1万人 (21年9月末現在)</p>
介護職員 基礎研修	<p>介護に従事する職員が行う業務全般に関する専門的な知識及び技術を修得することを目的とする。 (介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準)</p>	<p>500時間 (講義・研修360時間、実習140時間)</p> <p>※ ホームヘルパー研修課程を修了した者については、実務経験年数により受講を一部免除。</p>	<p>0.6万人 (21年3月末現在)</p>
訪問介護員研 修 (1級・2級課 程)	<p>訪問介護員が行う業務に関する知識及び技術を修得することを目的とする(1級は、2級課程で修得した知識及び技術を深めること等を目的とする)。 (介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準)</p>	<p>1級:230時間 (講義84時間、演習62時間、実習84時間)</p> <p>2級:130時間 (講義58時間、演習42時間、実習30時間)</p>	<p>1級:18.3万人 2級:284.1万人 (21年3月末現在)</p>

(資料)関係法令等に基づき作成

訪問介護員（ホームヘルパー）1級研修課程

区分	科 目	時間数	備 考
講義	老人保健福祉に係る制度及びサービスに関する講義	10時間	演習を行う。
	障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	7時間	演習を行う。
	社会保障制度に関する講義	3時間	
	介護技術に関する講義	28時間	事例の検討に関する講義は4時間以上
	主任訪問介護員が行う他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携等に関する講義	20時間	事例の検討に関する講義を行う。
	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	16時間	
演習	居宅介護支援に関する演習	6時間	
	介護技術に関する演習	30時間	
	処遇が困難な事例に関する演習	20時間	
	福祉用具の操作法に関する演習	6時間	
実習	介護実習	76時間	認知症の症状を呈する老人等に対する介護実習、主任訪問介護員が行う他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携等に関する実習、老人デイサービスの業務に関する実習、訪問看護に関する実習及び地域包括支援センター又は老人介護支援センターの業務に関する実習並びに実習終了後の事例報告の検討を行う。
	福祉事務所、保健所等の老人保健福祉に係る公的機関の見学	8時間	
合 計		230時間	

※講義（84時間）うち72時間までは通信により受講可能

訪問介護員（ホームヘルパー）2級研修課程

区分	科 目	時間数	備 考
講義	社会福祉の基本的な理念及び福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	6時間	
	老人保健福祉及び障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	6時間	
	訪問介護に関する講義	5時間	訪問介護員の職業倫理に関する講義は2時間以上
	老人及び障害者の疾病、障害等に関する講義	14時間	
	介護技術に関する講義	11時間	事例の検討に関する講義は4時間以上
	家事援助の方法に関する講義	4時間	
	相談援助に関する講義	4時間	
	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	8時間	
演習	福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	4時間	
	介護技術に関する演習	30時間	
	訪問介護計画の作成等に関する演習	5時間	
	レクリエーションに関する演習	3時間	
実習	介護実習	24時間	特別養護老人ホーム等における介護実習及び訪問介護に関する実習を行う。
	老人デイサービスセンター等のサービス提供現場の見学	6時間	
合 計		130時間	

※講義（58時間）のうち52時間までは通信により受講可能

介護職員基礎研修の概要

研修の目的・概要

○ 目的

介護職員基礎研修は、介護職員として介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業教育として、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、専門的な職業人として職務にあたる上での基本姿勢、基礎的な知識・技術等を修得させるとともに、介護職員については将来的には、任用資格は介護福祉士を基本とすべきであることを踏まえて、より専門的な知識・技術を修得するための機会とすることを目的とする。

○ 実施主体

介護職員基礎研修の実施主体は、**都道府県知事**又は**都道府県知事の指定した者**とする。

○ 対象者

介護福祉士資格を所持しない者で、**今後介護職員として従事しようとする者**若しくは**現任の介護職員**とする。

○ 研修科目及び研修時間数等

別表の通り

○ その他

- ・ 平成18年度に創設
- ・ **訪問介護員養成研修修了者**については、**受講科目を一部免除**。
- ・ **各科目ごとに研修機関が修得度を評価**。
- ・ **研修事業者が教育体制（講師、設備等）等の情報項目を開示**。
- ・ **認知症高齢者へのケア**や**医療・看護との連携**等に関する内容を充実。
- ・ **講義と演習を一体的に実施**。

別表

< **500時間** >

基礎理解とその展開（360時間）

— 講義・演習を一体的に実施 —

1. 生活支援の理念と介護における尊厳の理解(30H)

2. 老人、障害者等が活用する制度及びサービスの理解(30H)

3. 老人、障害者等の疾病、障害等に関する理解(30H)

4. 認知症の理解(30H)

5. 介護におけるコミュニケーションと介護技術(90H)

6. 生活支援と家事援助技術(30H)

7. 医療及び看護を提供する者との連携(30H)

8. 介護における社会福祉援助技術(30H)

9. 生活支援のためのアセスメントと計画(30H)

10. 介護職員の倫理と職務(30H)

※165時間/360時間は通信家庭により実施可能

+

実習（140時間）

※ 指定研修事業者数 284事業者（平成21年10月1日現在）
 研修修了者数 6,453人（平成21年3月31日現在）
 従事者数 2,317人（平成19年10月1日現在）12

訪問介護員養成研修2級課程（130時間）と介護職員基礎研修（500時間）のカリキュラム比較

介護職員基礎研修は、ヘルパー2級研修のカリキュラムと比較して、認知症の理解や医療・看護の連携といった科目を創設し、介護技術に関する科目について大幅に時間数を伸ばしている。

